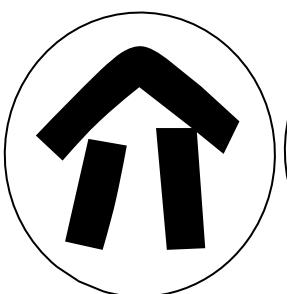


安平町の



令和4年12月（改訂版）
安平町健康福祉課

もくじ

安平町の介護保険料

◇安平町の介護保険料<令和3年度～令和5年度>.....	2
◇65歳以上の方の介護保険料の納め方.....	3

サービスを利用するためには

◇申請から認定まで.....	5
◇利用者の負担.....	6

介護サービスの種類(在宅サービス)

◇訪問介護・訪問入浴介護・訪問リハビリテーション.....	8
◇居宅療養管理指導・訪問看護・通所介護・通所リハビリテーション.....	9
◇特定施設入居者生活介護・短期入所生活介護・短期入所療養介護.....	10

介護サービスの種類(施設サービス)

◇介護老人福祉施設・介護老人保健施設.....	11
◇介護療養型医療施設・特定入所者介護(予防)サービス費.....	12

介護予防サービスの種類

◇介護予防(訪問入浴介護、訪問・通所リハビリテーション、居宅療養管理指導、訪問看護)	13
--	----

介護予防・生活支援サービスの種類

◇介護予防・生活支援サービス(訪問型サービス・通所型サービス・介護予防支援)	15
--	----

地域密着型サービスの種類

◇(介護予防)認知症対応型通所介護・(介護予防)認知症対応型共同生活介護.....	16
◇(介護予防)小規模多機能型居宅介護・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護.....	17

その他の介護サービス

◇福祉用具貸与・福祉用具購入.....	18
◇住宅改修.....	19
◇高額介護サービス費、高額介護合算制度.....	20
◇社会福祉法人等による利用者負担軽減制度.....	21

問い合わせ先

◇地域包括支援センター・介護保険外サービス.....	22
◇安平町の申請窓口・町内の主な介護サービス事業所.....	23
◇安平町の介護・医療マップ.....	24

認知症ケアパス

安平町の介護保険料(令和3年度～令和5年度)

介護保険は、40歳以上の方の保険料が制度を健全に運営していくための大切な財源となっています。介護を必要とされる方が安心してサービスを利用できるようみんなで支え合う制度です。

介護保険料の決め方・納め方



<65歳以上の方の介護保険料の決め方>【第1号被保険者】

- 安平町における令和3年度から令和5年度までの3年間の介護サービス費用の見込みを試算し、町の条例で決定しています。
- 前年度の所得により保険料を下表のとおり9段階に分けています。

所得段階	対象者	保険料率	年額保険料	月額保険料
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方 ・世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の方	基準額×0.30	18,720円	1,560円
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円を超え、120万円以下の方	基準額×0.50	31,200円	2,600円
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が120万円を超えた方	基準額×0.70	43,680円	3,640円
第4段階	・世帯に住民税が課税されている方がいるが、本人は住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の方	基準額×0.90	56,160円	4,680円
第5段階 (基準額)	・世帯に住民税が課税されている方がいるが、本人は住民税非課税の方	基準額×1.00	62,400円	5,200円
第6段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.20	74,880円	6,240円
第7段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.30	81,120円	6,760円
第8段階	・本人が住民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.50	93,600円	7,800円
第9段階	・本人が住民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上の方	基準額×1.70	106,080円	8,840円

65歳以上の方の介護保険料の納め方

●年金が年額18万円以上の方 ⇒ 年金から天引きされます。

年金の定期支払い(年6回)の際に天引きされます。

※特別徴収の対象となる年金は、老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金です。

※ただし以下の場合は、一時的に納付書で個別に納めていただきます。

- ・年度途中で65歳になった場合
- ・年度途中で他市町村から転入した場合または他市町村へ転出した場合
- ・収入申告のやり直しなどで年度途中に所得段階が変更になった場合
- ・年度途中で年金の受給が始まった場合
- ・年金が一時差し止めになった場合 など…



●年金が年額18万円以下の方 ⇒ 納付書または口座振替で納付。

町から送付される納付書で期日までに金融機関などを通じて個別に納めていただきます。

※納付は口座振替が便利です、町内の各金融機関でお申し込みください。

- ・口座振替が可能な銀行口座（北海道銀行、北央信用組合、とまこまい広域農業協同組合、ゆうちょ銀行）



● 保険料を滞納すると ●

介護保険のサービスを利用した際の利用者負担は、費用の1～3割(P6「利用者の負担」参照)ですが、保険料を滞納していると滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

◆ 1年以上滞納すると

費用の全額をいったん利用者が自己負担し、申請によりあとで保険給付分(費用の9割、8割又は7割)が支払われます。

◆ 1年6カ月以上滞納すると

費用の全額を利用者が自己負担し、申請後も保険給付の一部または全部が一時的に差し止めとなり、滞納していた保険料に充てられます。

◆ 2年以上滞納すると

介護保険サービスを利用するときに、利用者負担が3～4割になり、高額介護サービス費等が受けられなくなります。

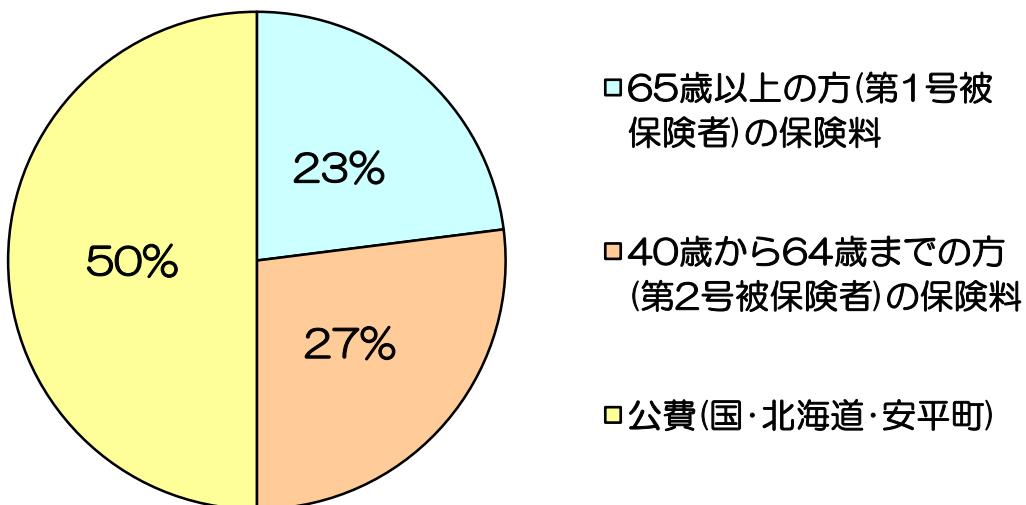
<40～64歳の方の介護保険料について>【第2号被保険者】

- 加入している医療保険(国民健康保険や健康保険など)の保険料算定方法に基づいて決められ医療保険の保険料と合わせて納めます。

	国民健康保険に加入している方	職場の医療保険に加入されている方
決め方	保険料は国民健康保険税(料)の算定方法と同様に、世帯ごとに決められます。	医療保険ごとに設定される介護保険料率と、給与(標準報酬月額)および賞与(標準賞与額)に応じて決められます。
納め方	医療保険分と介護保険分をあわせて、国民健康保険税(料)として世帯主が納めます。	医療保険料と介護保険料をあわせて、給与および賞与から徴収されます。

<介護保険の財源について>

- サービス利用者負担の1～3割分を除き、介護給付費は下のグラフのような負担割合になっています。
- 介護保険は、公費とみなさんが納める介護保険料を財源に運営しています。介護が必要になったときに、だれもが安心してサービスが利用できるよう納付等にご理解願います。



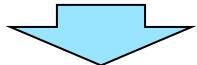
※上記は、令和3年度～令和5年度の負担割合です。

サービスを利用するためには<利用者の負担>

介護サービスを利用するためには、町に申請して「介護や支援が必要である」と認定されることが必要です。

①要介護(要支援)認定の申請をします。

サービスの利用を希望する場合は、役場の窓口（健康福祉課・住民サービス課）で申請をしてください。【申請は本人または家族のほか、成年後見人、地域包括支援センターなどに代行してもらうこともできます。】



②心身の状態などを調べます。

<訪問調査>

町の職員などが、心身の状況を調べるため、本人や家族などからお話を伺いに訪問します。

<主治医意見書>

主治医から介護を必要とする原因疾患などについての意見書を作成してもらいます。



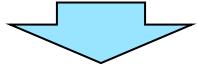
③判定・審査・認定を行います。

<一次判定>

訪問調査で聞き取ったデータをコンピュータで一次判定します。

<介護認定審査会(二次判定)>

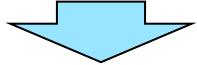
一次判定の結果や訪問調査票の特記事項(調査票では盛り込めない事項)、主治医意見書をもとに、「介護認定審査会」で審査し、介護が必要な度合い(要介護状態区分)を認定します。



④ケアプランの作成を依頼します。

●要介護1～5までの方・・・居宅介護支援事業者に作成を依頼します。【参考/P23～24】

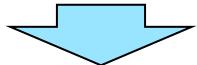
●要支援1～2までの方・・・地域包括支援センターに作成を依頼します。【P22】



⑤ケアプランを作成します。(利用するサービスを選びます)【8ページ～17ページ】

個人に合わせ、サービスの種類や回数を決定し、ケアプランを作成してもらいます。

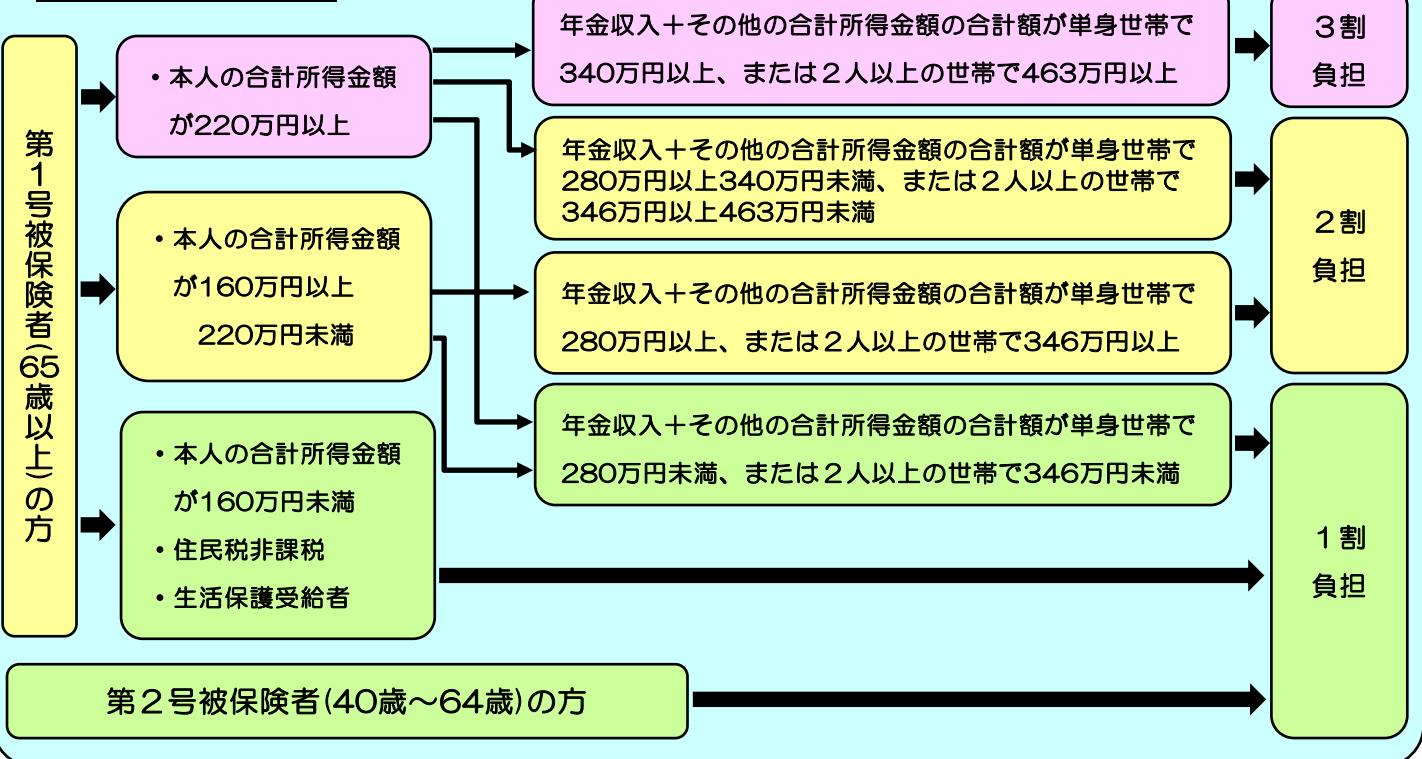
【認定結果によって利用できるサービスや限度額が異なります。】



⑥介護サービス事業者と契約し、ケアプランに基づいた介護サービスを利用します。

- ・サービスを利用した場合に事業者に支払う額は所得に応じ1～3割になります。
【要支援及び要介護認定を受けている方には、介護保険負担割合証が交付されます。】

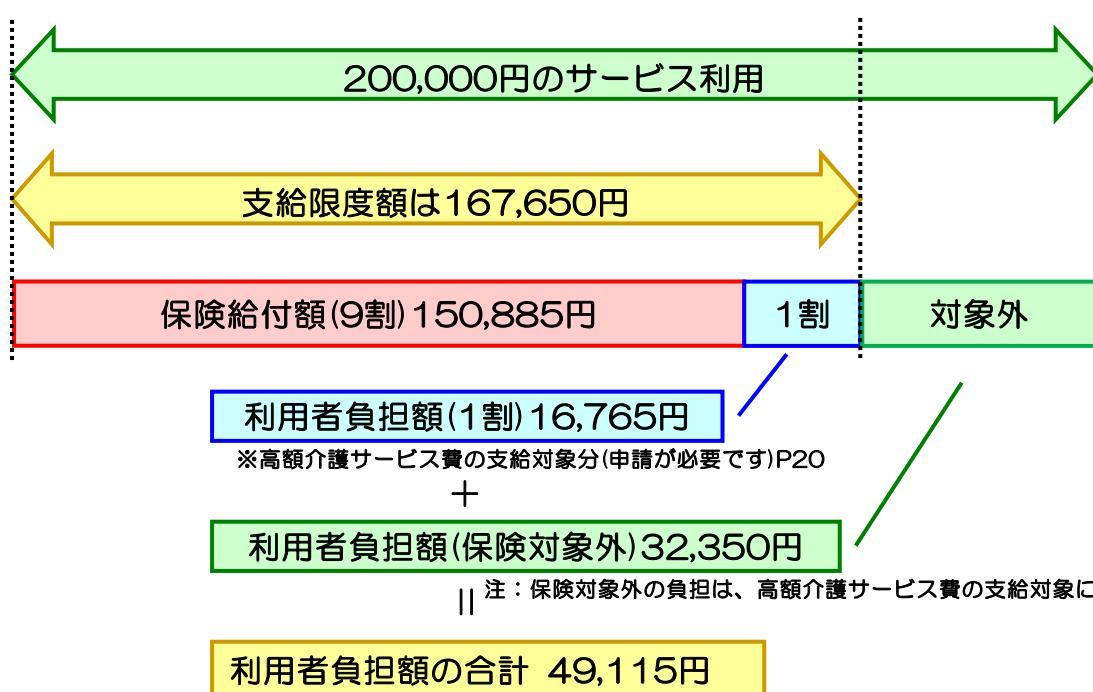
・負担割合の判定方法



<在宅サービスでは、介護保険で利用できる額の上限があります>

介護保険では、要介護状態区分に応じて上限額（支給限度額）が決められています。上限額の範囲内でサービスを利用するときは、利用者負担は1～3割ですが、上限を超えてサービスを利用した場合には、超えた分は全額利用者の負担となります。

例：要介護1で負担割合1割の方が、20万円のサービスを利用した場合



※限度額が適用されないサービス

- (介護予防)居宅療養管理指導
- (介護予防)特定施設入居者生活介護
- (介護予防)認知症対応型共同生活介護(短期除く)
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 特定(介護予防)福祉用具販売
- (介護予防)住宅改修費支給

要介護状態区分(※状態の説明は、あくまでめやす)

区分	状態のめやす(※)	1カ月の支給限度額	1カ月の自己負担額	利用できるサービス等
非該当	自立した生活ができ、今のところ介護や支援を必要としない方	介護サービスの利用は不可	—	地域支援事業 (介護予防教室)
要支援1	ほぼ自立した生活ができるが、介護予防のための支援や改善が必要な方	50,320円	5,032円(1割) 10,064円(2割) 15,096円(3割)	介護予防サービス 生活支援サービス
要支援2	日常生活に支援は必要だが、それによって介護予防でできる可能性が高い方	105,310円	10,531円(1割) 21,062円(2割) 31,593円(3割)	
要介護1	歩行などに不安定さがあり、日常生活に部分的な介護が必要な方(認知面も判定)	167,650円	16,765円(1割) 33,530円(2割) 50,295円(3割)	介護サービス
要介護2	歩行などが不安定で、排せつや入浴などの一部または全部に介護が必要な方	197,050円	19,705円(1割) 39,410円(2割) 59,115円(3割)	
要介護3	歩行や排せつ、入浴、衣服の着脱などに、ほぼ全面的な介護が必要な方	270,480円	27,048円(1割) 54,096円(2割) 81,144円(3割)	
要介護4	日常生活全般に動作能力が低下しており、介護なしでの生活は困難な方	309,380円	30,938円(1割) 61,876円(2割) 92,814円(3割)	
要介護5	生活全般に介護が必要で、介護なしでは日常生活がほぼ不可能な方	362,170円	36,217円(1割) 72,434円(2割) 108,651円(3割)	

注：自己負担額は介護保険負担割合証に記載された負担割合により変わります。(6ページ)

また、支給限度額の範囲内で自己負担額が高額になった場合に申請により利用者の負担段階区分によって、決定された上限を超えた分が支給される高額介護サービス費制度があります。(20ページ)

介護サービス(在宅サービス)

在宅サービスには、居宅を訪問してもらう訪問系サービスや施設に通って受ける通所系サービスなどがあります。サービスは組み合わせて利用することができますので、心身の状況や介護する人の状況を考えて利用しましょう。

※自己負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割をめやすとして掲載しています。

サービスの利用内容によっては、さまざまな加算があります。また地域による加算や介護処遇改善加算などもあります。

自宅での日常生活の手助け

訪問介護(ホームヘルプサービス)

ホームヘルパーが居宅を訪問し、食事や掃除、洗濯、買い物などの身体介護や生活援助をします。



●主なサービス内容

身体介護の例

- 食事や入浴の介助
- オムツの交換、排せつの介助
- 衣類の着脱の介助
- 洗髪、身体の清拭
- 通院・外出の付き添い など

生活援助の例

- 食事の準備や調理
- 衣類の洗濯や補修
- 掃除や整理整頓
- 生活必需品の買い物
- 薬の受け取り など

●自己負担のめやす

身体介護中心 (20分以上30分未満の場合)	250円
生活援助中心 (20分以上45分未満の場合)	183円

訪問してもらい利用するサービス

訪問入浴介護

介護職員と看護職員が居宅を訪問し、移動入浴車などで入浴介護をします。

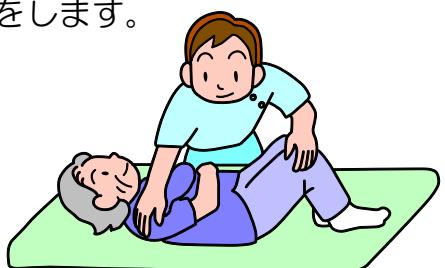


●自己負担のめやす

1回	1,260円
----	--------

訪問リハビリテーション

医師の指示のもと、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、リハビリテーションをします。



●自己負担のめやす

1回※	307円
-----	------

※20分間リハビリテーションを行った場合。

医師の指導のもとでの助言、管理サービス

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導をします。



●自己負担のめやす

医師・歯科医師の指導
(月2回まで)

514円

訪問看護

疾患などを抱えている人について、看護師などが居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助をします。



●自己負担のめやす

訪問看護ステーションから
(20分未満の場合)

313円

病院又は診療所から
(20分未満の場合)

265円

※早朝・夜間・深夜は加算、緊急時訪問看護加算、特別な管理を必要とする場合などに加算あり。

施設に通って利用するサービス

通所介護(ディサービス)

通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。



●自己負担のめやす

〈通常規模の事業所の場合〉(7時間以上8時間未満の場合)

要介護1	655円
要介護2	773円
要介護3	896円
要介護4	1,018円
要介護5	1,142円

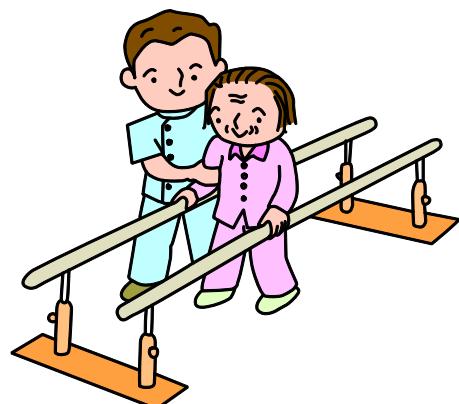
※送迎を含む。

※個別の機能訓練を行った場合や入浴の加算あり。

食費等は別途必要になります。

通所リハビリテーション(ディケア)

介護老人保健施設や医療機関などで、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで行います。



●自己負担のめやす

〈通常規模の事業所の場合〉(7時間以上8時間未満の場合)

要介護1	757円
要介護2	897円
要介護3	1,039円
要介護4	1,206円
要介護5	1,369円

※送迎を含む。

※個別のリハビリテーションを行った場合や入浴の加算あり。

食費等は別途必要になります。

施設に入居している人が利用するサービス

特定施設入居者生活介護

ケアハウスや有料老人ホームに入居している高齢者に、日常生活上の支援や介護を提供します。

●自己負担のめやす(1か月につき)【30日】

要介護1	16,140円
要介護2	18,120円
要介護3	20,220円
要介護4	22,140円
要介護5	24,210円

※食費、居住費、日常生活費等は別途必要になります

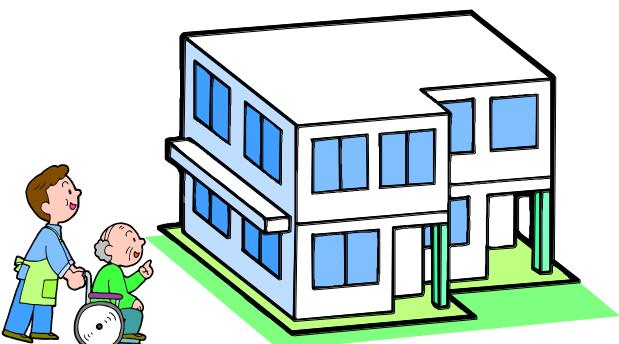


短期間施設に入所して利用するサービス

短期入所生活介護

(ショートステイ)

介護老人福祉施設に短期間入所して、日常生活上の支援（食事、入浴、排せつなど）や機能訓練などが受けられます。



●自己負担のめやす(1日につき)

〈介護老人福祉施設・併用型の施設の場合〉

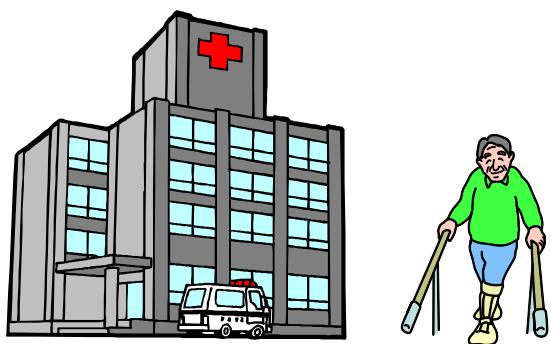
	従来型個室	多床室	ユニット型個室 個室的多床室
要介護1	596円	596円	696円
要介護2	665円	665円	764円
要介護3	737円	737円	838円
要介護4	806円	806円	908円
要介護5	874円	874円	976円

※食費、居住費、日常生活費等は別途負担が必要です。

短期入所療養介護

(医療型ショートステイ)

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療上のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練、医師の診療などが受けられます。



●自己負担のめやす(1日につき)

〈介護老人保健施設の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 個室的多床室
要介護1	752円	827円	833円
要介護2	799円	876円	879円
要介護3	861円	939円	943円
要介護4	914円	991円	997円
要介護5	966円	1,045円	1,049円

※食費、居住費、日常生活費等は別途負担が必要です。

介護サービス(施設サービス)

施設サービスは、介護が中心か治療が中心かなどによって入所する施設を選択します。入所の申し込みは介護保険施設へ直接行い、事業者と契約します。
※要支援の方は、施設サービスは利用できません。

生活全般の介護が必要

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

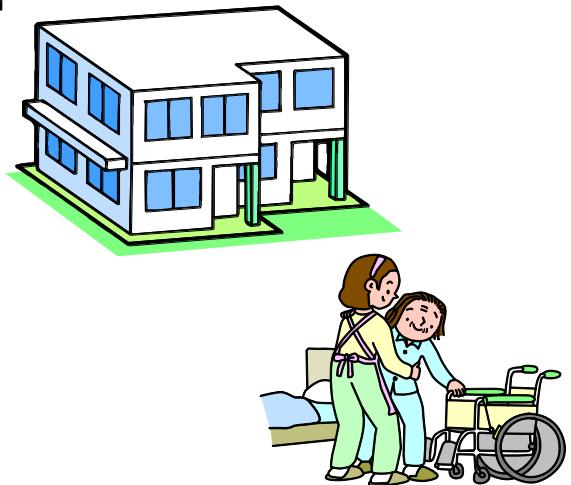
寝たきりや認知症で日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難な人が入所します。食事、入浴、排せつなどの日常生活介護や療養上の世話が受けられます。

【新規入所は、原則として要介護3以上の方が対象】

●自己負担のめやす(1か月につき【30日】)

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 個室的多床室
要介護1	17,190円	17,190円	19,560円
要介護2	19,230円	19,230円	21,600円
要介護3	21,360円	21,360円	23,790円
要介護4	23,400円	23,400円	25,860円
要介護5	25,410円	25,410円	27,870円

※食費、居住費、日常生活費等は別途負担が必要です。



リハビリテーションを受けたい

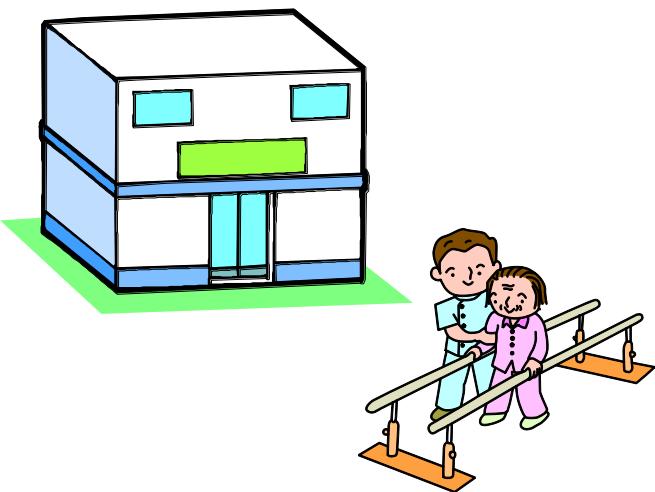
介護老人保健施設(老人保健施設)

病状が安定している人に対し、医学的管理のもとで看護、介護、リハビリテーションを行う施設です。医療上のケアやリハビリテーション、日常的介護を一体的に提供し、家庭への復帰を支援します。

●自己負担のめやす(1か月につき【30日】)

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 個室的多床室
要介護1	21,420円	23,640円	23,880円
要介護2	22,770円	25,080円	25,230円
要介護3	24,630円	26,940円	27,090円
要介護4	26,220円	28,470円	28,680円
要介護5	27,750円	30,090円	30,270円

※食費、居住費、日常生活費等は別途負担が必要です。



医療と介護を一体的に受けたい

介護医療院

長期の療養を必要とする人のための施設で、医療と日常生活上の介護を一体的に提供します。



※従来の介護療養型医療施設（長期間、医療ケアが必要な方が利用可能）は2023年度末まで提供可

●自己負担のめやす(1か月につき【30日】)

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 個室的多床室
要介護1	21,420円	24,750円	25,260円
要介護2	24,720円	28,020円	28,530円
要介護3	31,800円	35,130円	35,640円
要介護4	34,830円	38,130円	38,640円
要介護5	37,530円	40,860円	41,370円

※食費、居住費、日常生活費等は別途負担が必要です。

施設サービス等を利用した場合の負担額

施設サービスを利用した場合の負担額は、サービス費用の1～3割、居住費、食費、日常生活費が自己負担となります。

特定入所者介護(予防)サービス費【介護保険負担限度額の申請】

低所得の人が施設等を利用した場合の居住費・食費の負担を軽減(申請が必要です)

低所得の人の施設利用が困難とならないように、申請により居住費・食費は下表の負担限度額までの自己負担となります。超過分は介護保険(特定入所者介護サービス費)から給付されます。

●基準標準額：施設における居住費・食費の平均的な費用を勘案して定める額(1日あたり)

利用者負担は施設と利用者の間で契約により決められますが、水準となる額が定められています。

- 居住費：ユニット型個室 2,006円、ユニット型個室的多床室 1,668円
従来型個室 1,668円(介護老人福祉施設と短期入所生活介護は 1,171円)
多床室 377円(介護老人福祉施設と短期入所生活介護は 855円)
- 食 費：1,445円

●負担限度額(1日あたり)

利用者負担段階	預貯金額 要 件	居住費等の負担限度額				食 費 の 負 担 限 度	
		ユ ニ ッ テ 型 個 室	ユ ニ ッ テ 型 個 室 的 多 床 室	従 来 型 個 室	多 床 室		
第1段階	世帯員全員が住民税非課税で老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	単身 1,000万円 夫婦 2,000万円 以下	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円
第2段階	世帯員全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円以下の方	単身 650万円 夫婦 1,650万円 以下	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円
第3段階 ①	世帯全員が住民税非課税で、他の合計所得金額と年金収入金額の合計が80万円を超え、120万円以下の方	単身 550万円 夫婦 1,550万円 以下	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円
第3段階 ②	世帯全員が住民税非課税で、他の合計所得金額と年金収入金額の合計が120万円を超える方	単身 500万円 夫婦 1,500万円 以下	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	1,360円
第4段階	上記の要件に当てはまらない方	上記資産額を 超過している方				負担限度額なし	

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は、()内の金額となります。

※第2号被保険者の預貯金額等の基準は負担段階に関わらず、単身1,000万円以下、夫婦で2,000万円以下です。

介護予防サービス

在宅サービスには、居宅を訪問してもらう訪問系サービスや施設に通って受ける通所系サービスなどがあります。

※自己負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割をめやすとして掲載しています。

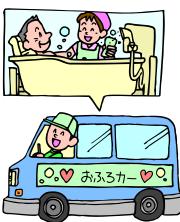
サービスの利用内容によっては、さまざまな加算があります。また地域による加算や介護処遇改善加算などもあります。

訪問してもらい利用するサービス

介護予防訪問入浴介護

居宅に浴室がない場合や、感染症などで浴室の利用が難しい場合、入浴サービスが利用できます。

●自己負担のめやす



1回

852円

介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に訪問してもらい、リハビリテーションをします。

●自己負担のめやす



1回※

307円

※20分以上のリハビリテーションを行った場合。

医師の指導のもとでの助言、管理サービス

介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士など居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導をします。

●自己負担のめやす



医師・歯科医師の場合
(月2回まで)

514円

介護予防訪問看護

看護師などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助をします。

●自己負担のめやす



訪問看護ステーションから
(30分未満の場合)

450円

病院又は診療所から
(30分未満の場合)

381円

※早朝・夜間・深夜は加算、緊急時訪問看護加算、特別な管理を必要とする場合などの加算あり。

施設に通って利用するサービス

介護予防通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や病院・診療所で、食事などの日常生活上の支援や生活行為向上のための支援、リハビリテーション、目標に合わせた選択的サービスが利用できます。

●自己負担のめやす(1か月につき)

共通的サービス ※送迎、入浴を含む。

要支援1	2,053円
要支援2	3,999円

選択的サービス(14ページ)

運動器機能向上	225円
栄養改善	200円
口腔機能向上	150円



※食費等は別途負担が必要です。

選択的サービスが利用できます(通所系サービス)

介護予防通所リハビリテーションで提供される選択的サービスには、次のようなものがあります。利用者の目標に応じて利用できます。また、組み合わせて利用することもできます。

運動器機能向上

理学療法士などの指導で、ストレッチや筋力トレーニングなどをします。

栄養改善

管理栄養士などの指導で、低栄養を予防するための食べ方や、食事つくりなどをします。

口腔機能向上

歯科衛生士や言語聴覚士などの指導で、歯みがきや摂食・えん下機能向上の訓練などをします。

施設に入居している人が利用するサービス

介護予防特定施設入居者生活介護

ケアハウスや有料老人ホームに入居している高齢者に、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を提供します。



●自己負担のめやす(1か月につき) 【30日】

要支援1	5,460円
要支援2	9,330円

※食費等は別途負担が必要です。

短期間施設に入所して利用するサービス

介護予防短期入所生活介護 (ショートステイ)

介護老人福祉施設に短期間入所して、日常生活上の支援（食事、入浴、排せつ）や機能訓練などが受けられます。



●自己負担のめやす(1日につき)

<介護老人福祉施設・併用型の施設の場合>

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 個室的多床室
要支援1	446円	446円	523円
要支援2	555円	555円	649円

※食費、居住費、日常生活費等は別途負担が必要です。

介護予防短期入所療養介護 (医療型ショートステイ)

介護老人保健施設などに短期間入所して、介護予防を目的とした医療上のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練、医師の診療などが受けられます。



●自己負担のめやす(1日につき)

<介護老人保健施設の場合>

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 個室的多床室
要支援1	577円	610円	621円
要支援2	721円	768円	782円

※食費、居住費、日常生活費等は別途負担が必要です。

介護予防・生活支援サービス

今まで介護予防サービスで提供されていた「介護予防訪問介護(ホームヘルプ)」と「介護予防通所介護(デイサービス)」は、それぞれ「訪問型サービス」と「通所型サービス」として介護予防・生活支援サービス事業として提供しています。

※自己負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割をめやすとして掲載しています。

自宅での日常生活の手助け

第1号訪問事業(訪問型サービス)

利用者が自立した生活ができるよう、ホームヘルパーによる入浴や食事など生活の支援が受けられます。

●自己負担のめやす(1か月につき)

週1回程度の利用	1,176円
週2回程度の利用	2,349円
週2回程度を超える利用(要支援2のみ)	3,727円



※身体介護・生活援助の区分はありません。
※乗車・降車等の介助は利用できません。

施設に通って利用するサービス

第1号通所事業(通所型サービス)

通所介護施設(デイサービスセンター)で、食事・入浴などの基本的サービスや生活行為向上のための支援、目標に合わせた選択的サービスが利用できます。

●自己負担のめやす(1か月につき)

共通的サービス ※送迎、入浴を含む。

要支援1	1,672円
要支援2	3,428円

※食費等は別途負担が必要です。

選択的サービス(主な加算)

運動器機能向上	225円
栄養改善	200円
口腔機能向上	150円
生活機能向上 グループ活動	100円



ケアプランの作成をする

第1号介護予防支援事業(介護予防ケアマネジメント)

個人に合わせ、サービスの種類や回数を決定し、ケアプランを作成します。

ケアプランの作成に自己負担はありません。



地域密着型サービス

住み慣れた地域での生活を続けるために、地域の実情に応じたサービスが受けられます。ただし、原則として、他の市町村のサービスは受けられません。

※自己負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割をめやすとして掲載しています。

サービスの利用内容によっては、さまざまな加算があります。また地域による加算や介護処遇改善加算などもあります。

認知症高齢者を対象としたサービス

(介護予防)認知症対応型通所介護

認知症高齢者を対象に、食事や入浴、専門的なケアが日帰りで受けられます。

●自己負担のめやす(7時間以上8時間未満の場合)

<単独型の場合>

要支援1	859円
要支援2	959円
要介護1	992円
要介護2	1,100円
要介護3	1,208円
要介護4	1,316円
要介護5	1,424円



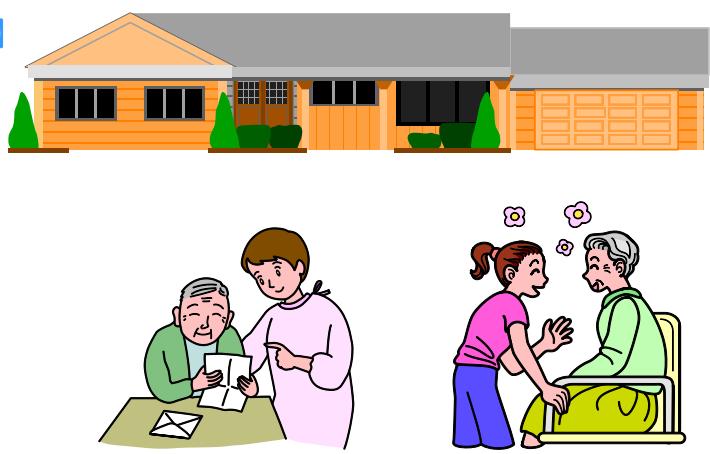
(介護予防)認知症対応型共同生活介護【グループホーム】

認知症高齢者が共同生活をする住宅で、スタッフの介護を受けながら、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を受けられます。

●自己負担のめやす(1か月につき)【30日】

<ユニット数1の場合>

要支援2	22,800円
要介護1	22,920円
要介護2	24,000円
要介護3	24,690円
要介護4	25,200円
要介護5	25,740円



※要支援1の人は利用できません。

※施設を利用した場合、食費、居住費、日常生活費等は別途必要になります。

通いを中心としたサービス

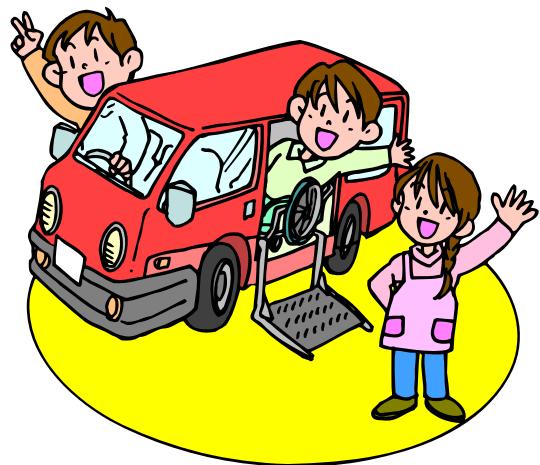
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護

通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系や泊まりのサービスを組み合わせ、多機能なサービスを受けられます。

●自己負担額のめやす(1か月につき)【30日】

〈同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合〉

要支援1	3,438円
要支援2	6,948円
要介護1	10,423円
要介護2	15,318円
要介護3	22,283円
要介護4	24,593円
要介護5	27,117円



※施設を利用した場合、食費、居住費、日常生活費等は別途必要になります。

※本サービスの利用者は、他のサービス(訪問看護、訪問リハ、福祉用具貸与を除く)を利用することはできません。

日常生活全般のサービス

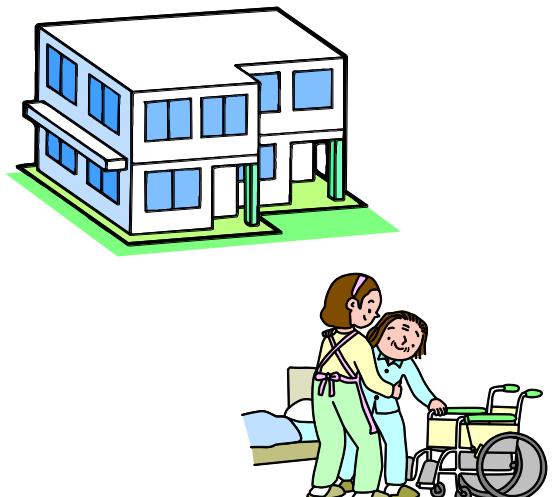
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が29名以下で、小規模な介護老人福祉施設となっており、寝たきりや認知症で日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難な人が入所します。食事、入浴、排せつなどの日常生活介護や療養上の世話が受けられます。

【新規入所は、原則として要介護3以上の方が対象】

●自己負担額のめやす(1か月につき)【30日】

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 個室的多床室
要介護1	17,460円	17,460円	19,830円
要介護2	19,530円	19,530円	21,900円
要介護3	21,660円	21,660円	24,090円
要介護4	23,760円	23,760円	26,220円
要介護5	25,800円	25,800円	28,260円



※要支援1・2の人は利用できません。

※施設を利用した場合、食費、居住費、日常生活費等は別途必要になります。

その他の地域密着型サービス

- ・地域密着型特定施設入居者生活介護（定員が29名以下の有料老人ホーム等）
- ・夜間対応型訪問介護（巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護）
- ・看護小規模多機能型居宅介護（小規模多機能型居宅介護と訪問看護の組み合わせ）
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護（定期巡回と随時対応の訪問介護と訪問看護）
- ・地域密着型通所介護（定員が18名以下の通所介護）

福祉用具貸与・購入、住宅改修

福祉用具をレンタルする

(介護予防) 福祉用具貸与

日常生活の自立を助けるための福祉用具(下記の品目)をレンタルするサービスです。



◆要支援1以上の方が利用できます。

- ①スロープ(工事を伴わないもの)
- ②歩行器
- ③歩行補助つえ
- ④手すり(工事を伴わないもの)

【軽度者に対する福祉用具貸与】

※対象とならない福祉用具でも、必要と認められた場合には、例外で貸与できる場合があります。
(医師の所見書等が必要です。)

◆要介護2以上の方が利用できます。

- ⑤車いす
- ⑥車いす付属品(電動補助装置など)
- ⑦特殊寝台
- ⑧特殊寝台付属品(サイドレールなど)
- ⑨床ずれ防止用具
- ⑩体位変換器
- ⑪認知症老人徘徊感知機器
- ⑫移動用リフト(つり具を除く)
- ◆要介護4以上の方が利用できます。
- ⑬自動排せつ処理装置

●自己負担について

※レンタル費用の1~3割です。支給限度額が適用されます。

※用具の種類や事業者により金額は変わります。

福祉用具を購入する

申請が必要です

特定(介護予防) 福祉用具販売

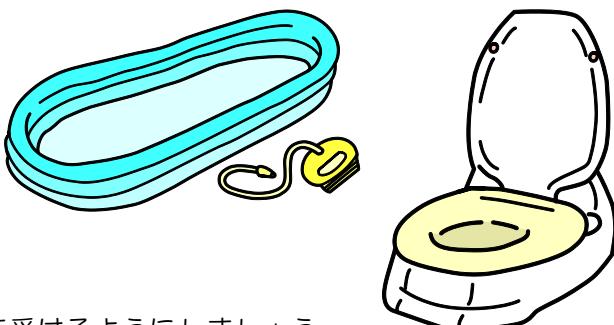
右記の福祉用具を、都道府県の指定を受けた事業者から購入したとき、購入費が支給されます。

- ①腰かけ便座
- ④簡易浴槽
- ②特殊尿器
- ⑤移動用リフトのつり具
- ③入浴補助用具

●自己負担について

※いったん利用者が全額負担します。後で領収書などを添えて町に申請すると、同年度で10万円を上限に費用の7~9割が支給されます。

都道府県の指定を受けていない事業者から購入した場合は支給されませんので、ご注意ください。



小規模な住宅改修

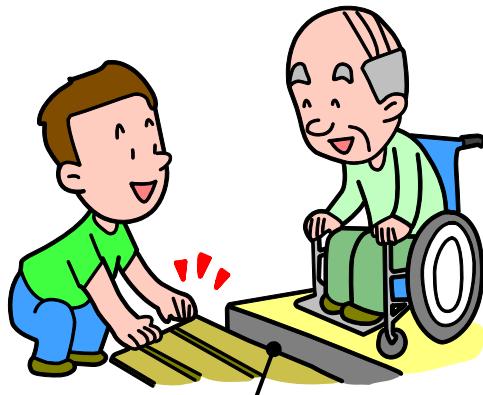
事前に申請が必要です

(介護予防)住宅改修費支給

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、20万円を上限に費用の7~9割が支給されます。



①引き戸などへの扉の取り替えやドアノブの取り換えなど



②段差解消

③手すりの取り付け

④和式便器を洋式便器に取り替え、および、その際の洗浄機能付き便座の設置(便器の取り替えにともなう場合に限る)

⑤滑りにくい床材に変更



●自己負担について

※事前に町に申請し、いったん利用者が改修費全額負担します。改修後20万円を上限に費用の7~9割が支給されます。

※引っ越しした場合や、要介護度が大きく上がったときには、再度給付が受けられます

例：要支援2又は要介護1の場合は、要介護4以上

手続きの流れ

ケアマネジャーなどに相談

申請に必要な書類

●住宅改修費支給申請書

●住宅改修の必要な理由書

ケアマネジャーなどに作成を依頼します。

●住宅の所有者の承諾書

(改修の利用者と住宅の所有者が異なる場合)

●工事見積書(及び改修前の写真日付入り)

●改修後の完成予定の状態がわかるもの

改修箇所の簡単な図面と完成イメージの写真等。

施工事業者の選択・見積もり依頼

※複数の業者で比較する

役場へ事前に申請をする

※承認後に工事を開始する

工事の実施・完了／支払(全額)

提出に必要な書類

●住宅改修に要した費用の領収書

●工事費内訳書

介護保険の対象となる工事の種類を明記し、各費用などが適切に区分してあるもの。

●完成後の状態を確認できる書類

改修後の日付入りの写真を添付。

役場へ領収書などを提出

改修費の支給(費用の7~9割)

高額介護サービス費、高額医療・高額介護合算制度

<高額介護サービス費>

同じ月に利用したサービスの「1～3割の利用者負担の合計金額」が高額になり、一定額を超えた場合に申請することで超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。同じ世帯に複数の利用者がいる場合は世帯の合計額となります。

区分	対象者	自己負担の上限額(世帯合計)
1	・生活保護の受給者 ・利用者負担を15,000円に減額することで生活保護の受給者とならない場合	15,000円
2	・世帯全員が住民税非課税の方で、合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下の方等 ・老齢福祉年金の受給者	24,600円 (個人：15,000円)
3	世帯全員が住民税非課税の方	24,600円
4	住民税課税世帯の方で下記5・6の区分に該当しない方	44,400円
5	住民税課税世帯の方で課税所得が380万以上690万未満の65歳以上の方がいる世帯※	93,000円
6	住民税課税世帯の方で、課税所得が690万円以上の65歳以上の方がいる世帯※	140,100円

※利用者が世帯主で、同一世帯に19歳未満（前年所得38万円以下）の方がいる場合、19歳未満の世帯員数に応じた一定額が課税所得から控除されます。

◆高額介護サービスの対象にならないもの

- ・福祉用具購入費や住宅改修費の自己負担分
- ・施設サービス等の食費、居住費、日常生活費など、介護保険給付対象外のサービスの利用者負担分
- ・支給限度額を超えた利用者負担分

<高額医療・高額介護サービス費>

同じ世帯内で、医療保険と介護保険の両方を利用している場合は、両方の負担を合せ高額になってしまうケースに対し、「高額医療・高額介護合算制度」が設けられています。

医療保険と介護保険の自己負担額を合算して年間の限度額を超えた場合には、申請して認められると「高額医療合算介護サービス費」として、超えた分が後から支給されます。

◆自己負担限度額（70歳未満の方）

所得区分 (基礎控除後の総所得金額等)	限度額
901万円超	212万円
600万円超901万円以下	141万円
210万円超600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円

所得区分	限度額
現役並み 所得者	(Ⅲ)課税所得690万円以上の方
	(Ⅱ)課税所得380万円以上の方
	(Ⅰ)課税所得145万円以上の方
一般	課税所得145万円未満の方
低所得Ⅱ	住民税非課税の方
低所得Ⅰ	住民税非課税で一定基準以下

毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。

低所得者Ⅰ区分の世帯で介護サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります。
支給の申請は、医療保険の窓口となりますので加入する健康保険での手続きをお願いします。

社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度

社会福祉法人または市町村が経営する事業所や施設が北海道知事・安平町長に申し出て、生計が困難な低所得者の利用者負担軽減に取り組む制度です。

◆低所得による生計困難者についての軽減措置（対象者ごとの軽減対象費用と軽減割合）

	生計困難者	生活保護受給者	生活扶助基準見直しとともになう特例措置対象者												
軽減対象者	<p>住民税非課税で、次の要件を満たしている者 【同一世帯に属しない配偶者の課税状況等も要件に含みます。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①年間収入が150万円以下（世帯員1人ごとに50万円を加算） ②預貯金等が350万円以下（世帯員1人ごとに100万円を加算） ③日常生活に供する資産以外に資産がない ④親族等に扶養されていない ⑤介護保険料を滞納していない 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給者 ・介護支援給付受給者 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律) 	<p>下記の①かつ②のうち、引き続き本事業に基づく軽減対象者に該当する者</p> <p>①平成25年度8月1日・平成26年4月1日・平成27年4月1日施行の生活扶助基準の改正に伴い生活保護が廃止された者</p> <p>②廃止時点において本事業に基づく軽減または特定入所者介護(予防)サービス費の支給により居住費の利用負担がなかった者</p>												
軽減対象となる費用	<p>次のサービスに係る1割負担、食費、居住費</p> <p>訪問介護、夜間対応型訪問介護、通所介護、認知症対応型通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス、介護福祉サービス、予防サービス(相当)も含む</p>	<p>次のサービスに係る居住費(従来型個室、ユニット型個室の多床室、ユニット型個室に限る。)</p> <p>短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者介護、介護福祉施設サービス、予防サービス(相当)も含む</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・次のサービスに係る1割負担、食費 左記の生計困難者と同じ ・次のサービスに係る居住費 左記の生計困難者・生活保護受給者と同じ 												
軽減割	<p>原則1/4 (老齢福祉年金受給者は1/2)</p>	<p>全額 (補足給付等の支給後の額)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1割負担、食費 原則1/4 (老齢福祉年金受給者は1/2) ・居住費 全額 (補足給付等の支給後の額) 												
軽減のイメージ	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>対象サービスに係る 1割負担分</td> <td rowspan="3" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">1/4 軽減</td> </tr> <tr> <td>食費</td> </tr> <tr> <td>居住費</td> </tr> </table>	対象サービスに係る 1割負担分	1/4 軽減	食費	居住費	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>対象サービスに 係る1割負担分</td> <td rowspan="3" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">生活 保護</td> </tr> <tr> <td>食費</td> </tr> <tr> <td>居住費</td> </tr> </table> <p>※多床室の場合、居住費は補足給付により支給。</p>	対象サービスに 係る1割負担分	生活 保護	食費	居住費	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>対象サービスに係る 1割負担分</td> <td rowspan="3" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">1/4 軽減</td> </tr> <tr> <td>食費</td> </tr> <tr> <td>居住費</td> </tr> </table>	対象サービスに係る 1割負担分	1/4 軽減	食費	居住費
対象サービスに係る 1割負担分	1/4 軽減														
食費															
居住費															
対象サービスに 係る1割負担分	生活 保護														
食費															
居住費															
対象サービスに係る 1割負担分	1/4 軽減														
食費															
居住費															
他のサービス	<p>【1割負担分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護、特別養護老人ホーム、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスを利用する、高額介護サービス費で第2段階の方は、軽減の対象にはなりません。 <p>【食費・居住費】※生活保護者は居住費(従来型個室、ユニット型個室の多床室、ユニット型個室に限る)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設サービス及び短期入所サービスの方の支給は特定入所者生活介護(予防)サービス費(申請)が優先になります。 	<p>【1割負担分・食費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽減対象にはなりません 													

※本事業は北海道及び町に事業実施の申出があった事業者のみが対象となりますのでご注意ください。（対象事業者であるかどうかは直接事業所にお尋ねください）

● 地域包括支援センターの役割 ●

※一部修正あり

地域包括支援センターとは、地域で暮らす高齢者の方が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、介護保険によるサービス以外にも様々な社会資源等を活用し、総合的に支える活動をしています。

主な活動

◆介護や健康に関する相談

介護予防ケアプランの作成、要介護認定の申請、健康の維持などへのアドバイス

◆介護予防事業の実施

今後の高齢者施策等に関する資料とするため、町内在住の65歳以上の方を対象に、訪問し現状調査を実施。高齢者の体力向上や要介護状態にならないための教室活動を実施しています。

◆権利を守る相談・助言

認知症の方などへの成年後見制度の活用支援、悪質な訪問販売など消費者被害の相談・被害防止、虐待の相談・早期発見

◆地域のネットワークの強化と活用

サービス事業者や医療機関、地域住民、ボランティア団体など地域を支える組織・機関とのネットワークをつくり、より強化して活用しながら様々な地域課題を解決します。

問合先 安平町地域包括支援センター 早来地区 : 0145-29-7072
安平町地域包括支援センター 追分地区 : 0145-25-4555

● 介護保険以外のサービス ●

介護支援事業

- ◆介護手当支給
- ◆介護用品支給
- ◆福祉用具購入費助成事業
- ◆足腰しゃんしゃん教室
- ◆徘徊高齢者等SOSネットワーク事業

注：上記の対象者はそれぞれ利用条件等がありますので下記までご確認願います。

問合先：0145-29-7072
(健康福祉課国保・介護グループ)
問合先：0145-25-4555
(安平町地域包括支援センター)

高齢者福祉事業

- ◆外出支援サービス
- ◆通院移送サービス
- ◆緊急通報システム
- ◆長寿祝金
- ◆災害時等要援護者登録制度

問合先：0145-29-7071
(健康福祉課福祉グループ)

社会福祉協議会事業

- ◆給食サービス ◆鍵預かりサービス
- ◆福祉用具の貸出 ◆通いの場の支援
- ◆救急医療情報キット配布

問合先：0145-22-3061
(安平町社会福祉協議会)
0145-25-2263

(安平町社会福祉協議会追分支所)

安平町の介護保険等申請窓口・主な介護サービス事業所

＜介護保険等申請窓口＞【市外局番 0145】 ※一部修正あり

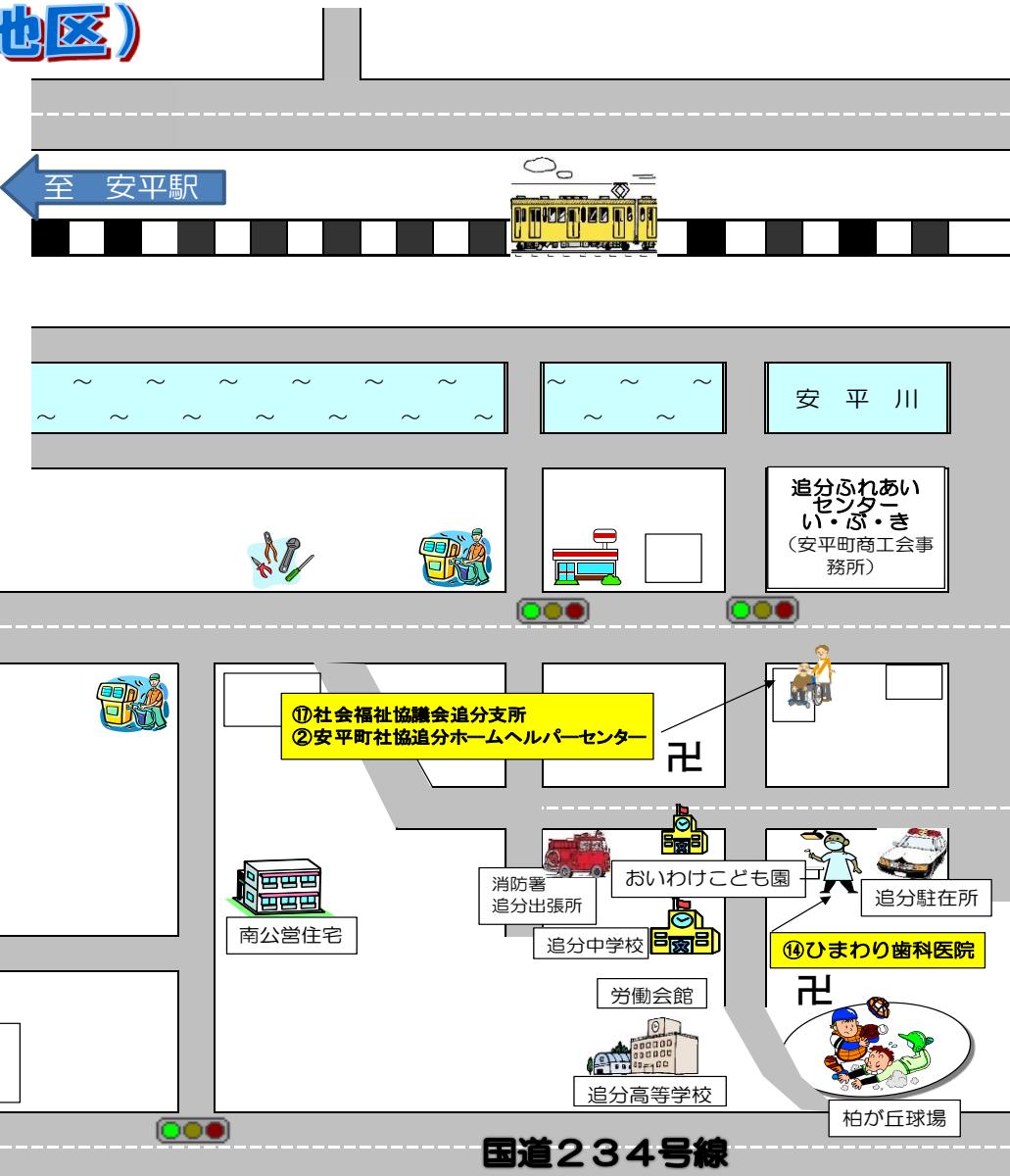
窓口の名称	住 所	電話番号
安平町役場健康福祉課国保・介護グループ 安平町地域包括支援センター (健康福祉課国保・介護グループ内)	早来大町95番地 総合庁舎	29-7072
安平町役場住民サービス課住民サービスグループ 安平町地域包括支援センター	追分中央1番地40 総合支所 (ぬくもりセンター内)	25-4555
在宅介護支援センター安平の郷 (追分・安平・瑞穂地区)	安平675番地16 (グループホーム安平の郷内)	080-6085-7894
在宅介護支援センターふもんけ (早来・遠浅地区)	早来栄町157番地1 (ケアハウスサックル内)	090-6879-8957

＜町内の主な介護保険サービス等事業所＞【市外局番 0145】

サービス内容	事業所名	定員	住 所	電話番号
居宅介護支援	追分陽光苑居宅介護支援事業所	一	追分青葉1丁目102番地	25-2233
	サックル介護保険相談所	一	早来栄町157番地1	22-4685
訪問介護	安平町社協追分ホームパーセンタ-	一	追分本町5丁目41番地	29-7150
	安平町社協ホームパーセンタ-	一	早来大町41番地	26-2911
訪問リハビリテーション	あびら追分クリニック	一	追分本町1丁目43番地	25-2531
居宅療養管理指導	オイワケデンタルクリニック	一	追分本町2丁目38番	25-3741
	赤いひまわり薬局	一	追分本町1丁目37番地	26-6555
	ふじい薬局早来大町店	一	早来大町79番地3	22-3255
通所介護(デイサービス)	追分陽光苑	25名	追分青葉1丁目102番地	25-2233
	デイサービスサックル	20名	早来栄町157番地1	22-4646
認知症対応型通所介護	デイサービスサックル	10名	早来栄町157番地1	22-4646
短期入所介護(ショートステイ)	追分陽光苑	6名	追分青葉1丁目102番地	25-2233
小規模多機能型居宅介護	華たば	29名	追分中央1番地41	26-6112
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	ふるさとおいわけ	18名	追分中央1番地41	26-6111
	グループホームさかえ	9名	早来栄町133番地65	26-2323
	グループホーム安平の郷	18名	安平675番地16	26-3301
介護老人福祉施設	追分陽光苑(特養)	30名	追分青葉1丁目102番地	25-2233
地域密着型介護老人福祉施設	早来陽光苑(小規模特養)	20名	早来栄町164番地3	26-2231
軽費老人ホーム(特定施設)	ケアハウスサックル	30名	早来栄町157番地1	22-4646
軽費老人ホーム(一般型)				
医療機関	あびら追分クリニック	一	追分本町1丁目43番地	25-2531
医療機関	渡邊医院	一	早来大町116番地4	22-2250
単身高齢者生活共同施設	はーと苑	8名	追分中央1番地71	25-3426
高齢者生活共同施設	ぽっぽ苑	20名	追分中央1番地66	25-4525
住宅型有料老人ホーム	高齢者住宅「安平の郷」	7名	安平675番地16	26-3301



安平町 介護・医療マップ (あいわけ地区)



← 安平・苦小牧方面

【居宅サービス】

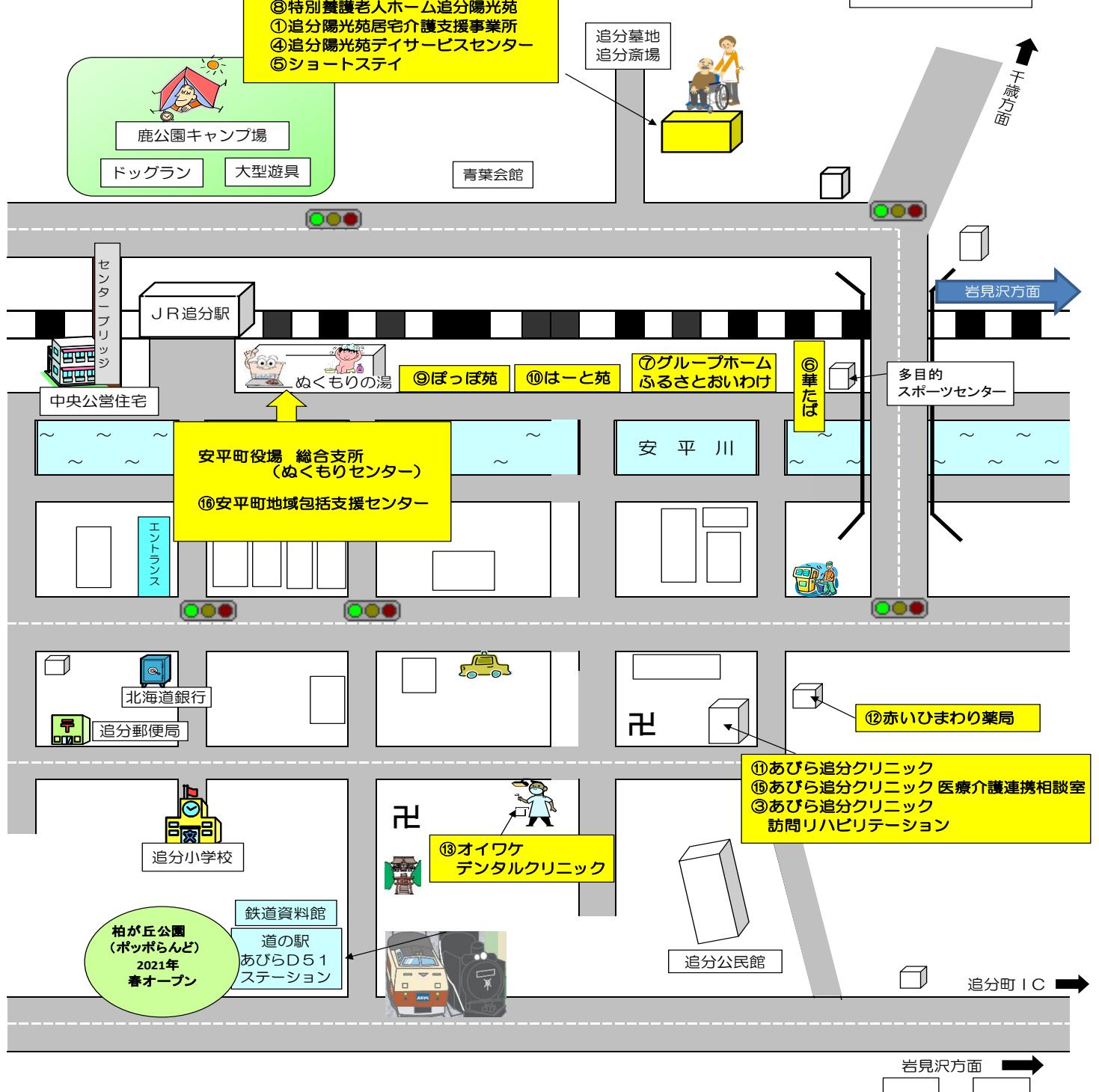
サービス内容	事業所名	電話
居宅介護支援	① 追分陽光苑居宅介護支援事業所	0145-25-2233
訪問介護	② 安平町社協追分ホームヘルパーセンター	0145-29-7150
訪問リハビリテーション	③ あびら追分クリニック 訪問リハビリテーション	0145-25-2531
通所介護（デイサービス）	④ 追分陽光苑デイサービスセンター	0145-25-2233
短期入所介護（ショートステイ）	⑤ 追分陽光苑	0145-25-2233
小規模多機能型居宅介護事業所	⑥ 華たば	0145-26-6112

【施設サービス】

サービス内容	事業所名	電話
グループホーム	⑦ グループホーム ふるさとおいわけ	0145-26-6111
介護老人福祉施設	⑧ 特別養護老人ホーム 追分陽光苑	0145-25-2233

【その他】

サービス内容	事業所名	電話
高齢者生活共同施設	⑨ ぽっぽ苑（町営）	0145-25-4525
単身高齢者生活共同施設	⑩ はーと苑（町営）	0145-25-3246



【医療機関】

	事 業 所 名	電 話
病院	⑪ 社会医療法人平成医塾 あびら追分クリニック	0145-25-2531
薬局	⑫ 赤いひまわり薬局	0145-26-6555
歯科	⑬ オイワケデンタルクリニック	0145-25-3741
	⑭ ひまわり歯科医院	0145-26-6480

【相談窓口】

医療介護連携相談室	⑮ あびら追分クリニック 医療介護連携相談室	0145-25-2531
-----------	------------------------	--------------

【行政機関】

	電 話
⑯ 安平町地域包括支援センター(追分地区)	0145-25-4555
⑰ 安平町社会福祉協議会追分支所	0145-25-2263

【24時間相談窓口】

事 業 所 名	電 話
在宅介護支援センター安平の郷(追分・安平地区)	080-6085-7894

在宅介護支援センター安平の郷は、町の委託を受け福祉や介護等に関する相談を24時間無料で受け付け、いつでもサポート対応しますので心配ごとや困ったことなどございましたら相談してください。



さらに進む

安平川

JR早来駅

安平町物産館

至 遠浅駅

早来跨線橋



さつき公営住宅

安平町さかえ合宿所

北電早来変電所



JAバンク

㉗早来ファミリー歯科クリニック



早来研修センター

ラビア

商工会

㉙安平町社会福祉協議会

㉚安平町社協ホームヘルパーセンター



大師ヶ丘公園



㉛サテライト型特別養護老人ホーム早来陽光苑



安平町役場 総合庁舎

㉜安平町地域包括支援センター

㉘サックル介護保険相談所
 ㉙安平町デイサービスセンターサックル
 ㉚認知症デイサービスセンターサックル
 ㉛ケアハウスサックル
 ㉜在宅介護支援センターふもんけ（早来・遠浅地区）



㉖グループホームさかえ



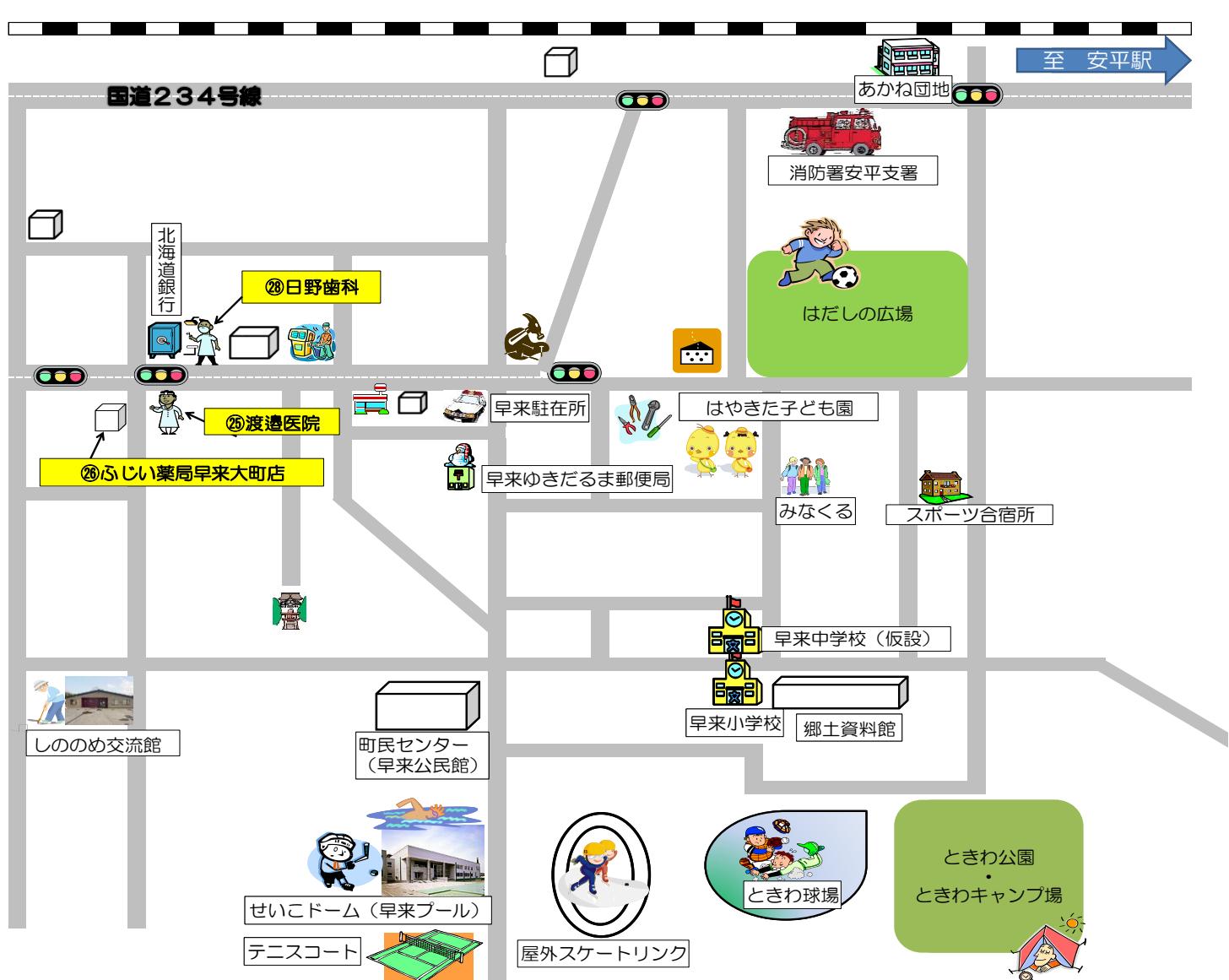
はやきた地区

【居宅サービス】

サービス内容	事業所名	電話
居宅介護支援	㉘ サックル介護保険相談所	0145-22-4685
訪問介護	㉙ 安平町社協ホームヘルパーセンター	0145-26-2911
通所介護（デイサービス）	㉚ 安平町デイサービスセンターサックル	0145-22-4646
	㉛ 認知症デイサービスセンターサックル	0145-22-4646

【施設サービス】

サービス内容	事業所名	電話
グループホーム	㉖ グループホーム さかえ	0145-26-2323
介護老人福祉施設	㉛ サテライト型特別養護老人ホーム 早来陽光苑	0145-26-2231
ケアハウス	㉜ サックル（一般型・特定施設入居者生活介護）	0145-22-4646



【医療機関】

	事業所名	電話
医院	㉙ 医療法人社団並木会 渡邊医院	0145-22-2250
薬局	㉙ ふじい薬局早来大町店	0145-22-3255
歯科	㉙ 早来ファミリー歯科クリニック	0145-22-4649
	㉙ 日野歯科	0145-22-4182

【相談窓口】

サービス内容	事業所名	電話
在宅介護支援センターふもんけ（早来・遠浅地区）	㉙ 社会福祉法人 富門華会	090-6879-8957

【行政機関】

	電話
㉙ 安平町地域包括支援センター（早来地区）	0145-29-7072
㉙ 安平町社会福祉協議会	0145-22-3061

【24時間相談窓口】

事業所名	電話
在宅介護支援センターふもんけ（早来・遠浅地区）	090-6879-8957
在宅介護支援センターふもんけは、町の委託を受け福祉や介護等に関する相談を24時間無料で受付け、いつでもサポート対応しますので心配ごとや困ったことなどございましたら相談してください。	



サービス内容	事業所名	電話
グループホーム	⑯ 安平の郷	0145-26-3301
住宅型有料老人ホーム	⑰ 安平の郷	0145-26-3301
【相談窓口】		
サービス内容	事業所名	電話
在宅介護支援センター安平の郷（追分・安平地区）	⑮ 安平の郷	080-6085-7894
【24時間相談窓口】		
事業所名	電話	
在宅介護支援センター安平の郷（追分・安平地区）	080-6085-7894	
在宅介護支援センター安平の郷は、町の委託を受け福祉や介護等に関する相談を24時間無料で受付け、いつでもサポート対応しますので心配ごとや困ったことなどございましたら相談してください。		

2022.11.30現在

安平町認知症ケアパス

～認知症になつても住み慣れた地域で暮らしていくために～



認知症ケアパスとは認知症を発症したときに、状態や症状に応じて受けられる支援やサービスの内容を標準的に案内するものです。認知症の人やその家族が住みなれた地域で安心して暮らしていくために「認知症ケアパス」を活用してください。詳しい内容や利用につきましては安平町地域包括支援センターや健康福祉課などにご相談ください。

認知症に早く気づこう

認知症ってどんな病気？

認知症とは、病気などが原因で脳細胞が死んだり、働きが悪くなったりにより、様々な障害が起こり、生活や対人関係に支障が出ている状態をいいます。

年齢を重ねれば誰でも、思い出したいことをすぐに思い出せなくなったり、新しいことを覚えるのが難しくなりますが、「認知症」はこのような加齢による物忘れとは違います。

認知症の種類によって、脳内で起きている変化や変化が起きる場所などが異なり症状も変わりますが、時間の経過とともに重症化していくことは共通しています。したがって、早期発見と早期対応が重要になってきます。

主な認知症の種類と特徴

アルツハイマー型認知症	<ul style="list-style-type: none">認知症の半数以上を占める最も多い認知症で、脳の神経細胞が減少し、脳が小さく縮むことにより起こる病気です最近のことを忘れ、事実とは異なることを話すことがあります本人が楽観的あまり気にしません穏やかに進行します
脳血管性認知症	<ul style="list-style-type: none">脳梗塞や脳出血などの脳の血管障害が原因で起こる病気です気分が落ち込んだり、何かをしようとする意欲が下がります記憶障がいは軽く、人格や判断力は保たれることが多い動脈硬化の危険因子を抱える男性が多く、脳血管障がいの再発を防ぐことで進行を予防できます
レビー小体型認知症	<ul style="list-style-type: none">脳にレビー小体という物質がたまることにより起こる病気です実際にはいない人や動物、昆虫が見える詳細な幻視や、手の震え、動作が鈍い、転びやすいなどの症状があり、状態に波があります
前頭側頭型認知症	<ul style="list-style-type: none">前頭葉と側頭葉の縮みが徐々に進行する病気で、50歳くらいから発病することがあります自分勝手、非常識な行動をとる、同じ行動を繰り返すなどの症状があります

認知症に早く気づくことが大切なわけ

①治る病気や一時的な症状の場合があります

※脳の病気で外科的な処置でよくなる場合や、薬の不適切な使用が原因の場合もあり、正しく調整することで回復する場合があります。

②進行を遅らせることが可能な場合があります

※薬の進行を遅らせることができ、早く使い始めると自立した生活を長くすることができます。

③今後の生活の準備をすることができます

※早期の診断を受け、症状が軽いうちにご本人とご家族が認知症への理解を深め、病気と向き合い話し合うことで、今後の備えができ自分らしい生き方をまとうすることができます。

認知症かんたんチェック

このチェックは認知症の初期症状の可能性があるかどうかをご自分や家族で簡単に確認できるものです。（大友式認知症予測テスト～認知症予防財団 HP より）

質問項目	ほとんどない	ときどきある	頻繁にある
同じ話を無意識の内に繰り返す	○点	1点	2点
知っている人の名前が思い出せない	○点	1点	2点
物のしまい場所を忘れる	○点	1点	2点
漢字を忘れる	○点	1点	2点
今しようとしていることを忘れる	○点	1点	2点
器具の使用説明書を読むのが面倒	○点	1点	2点
理由もないのに気がふさぐ	○点	1点	2点
身だしなみに無関心である	○点	1点	2点
外出がおっくうだ	○点	1点	2点
物（財布など）が見当たらないのを他人のせいにする	○点	1点	2点
合計			点

点数の目安

0～8点	正常	物忘れも老化現象の範囲内。疲労やストレスによる場合もあります。8点に近かったら気分の違う時に再チェックしましょう。
9～13点	要注意	家族に再チェックしてもらったり、数ヶ月単位で間隔を置いて再チェックを。認知症予防策を生活に取り入れてはいかがでしょうか。
14～20点	要診断	認知症の初期症状が出ている可能性があります。家族に再チェックしてもらい、結果が同じであれば次ページの相談先にご相談ください。

「少し変だな」と思ったら

「少し変だな」と思った時が

行動を始めるタイミングです！！

●ステップ1：相談

悩みや相談事があれば、抱え込まずに相談してみましょう。
相談先は下記のとおりです。

	相談先	電話番号	内容
1	安平町地域包括支援センター 早来地区	(0145)29-7072	町が設置する高齢者の総合相談窓口です。
2	安平町地域包括支援センター 追分地区	(0145)25-4555	
3	安平町在宅介護支援センター 安平の郷（安平・追分地区）	080-6085-7894	町が委託している24時間相談・訪問対応の窓口です。
4	安平町在宅介護支援センター ふもんけ（早来・遠浅地区）	090-6879-8957	
5	在宅医療介護連携に関する相談 窓口（あびら追分クリニック）	(0145)25-2531	町が委託している、医療と介護の相談窓口です。
6	かかりつけ医		自分の生活や身体の状況を理解してくれる身近なお医者さんです。
7	認知症地域支援推進員 (安平町地域包括支援センター)	早来地区 (0145)29-7072 追分地区 (0145)25-4555	認知症の早期発見・早期対応のため医療機関等と連携しながらご本人や介護する人にとって適切なサービスにつながるようサポートする人です。
8	認知症疾患医療センター (苫小牧市：医療法人社団 玄洋会 道央佐藤病院)	(0144)68-2727	北海道の指定を受け、診断と治療、地域との連携を図ります。
9	認知症疾患医療センター (千歳市：医療法人資生会 千歳病院)	(0123)40-7111	

●ステップ2：受診・治療

適切な診断、治療を受けることがとても重要です。下記を参考にして受診・治療をしましょう。

1) 受診の予約

予約制を導入している医療機関もありますので、受診前に医療機関にお問い合わせください。

※どこの病院を受診したらよいかわからない、予約方法がわからない等の場合はステップ1の機関にご相談ください。

2) 診断

医師の聞き取りや検査等により診断します。

3) 治療

薬の処方等治療を開始します。※定期的な受診が必要です。

4) 定期検査等

定期的に検査や診察を受けながら経過を見ていきます。

●ステップ3：生活支援

介護サービス等をうまく活用し、本人や介護者の生活のリズムを守りましょう。

1) 要介護（要支援）認定申請

申請窓口： 安平町地域包括支援センター 総合庁舎 （早来）
総合支所 （追分）

申請に必要なもの：介護保険被保険者証、印鑑 ※家族による代理申請も可

2) 認定調査

認定調査員による聞き取りの自宅訪問と主治医の意見書により心身の状態を調査します。

3) 審査判定

介護認定審査会で要介護度の判定が行われます。

申請から判定まで約1ヶ月かかります。

4) 介護サービスの利用

※P 8～P 19をご参照ください。

5) 介護サービス以外の利用

※P 22をご参照ください。

認知症の支援体制

■認知症初期集中支援チーム

認知症サポート医と安平町地域包括支援センター（早来・追分）の保健師・社会福祉士をチームとする認知症初期集中支援チームを設置しています。このチームは相談や情報提供により自宅を訪問し、認知症の方や介護している方のサポートを行い介護サービスについてや、必要に応じて医療機関の受診につなげていきます。

連絡先 安平町地域包括支援センター (早来) 29-7072
(追分) 25-4555

■認知症地域支援推進員

推進員は認知症の早期発見・早期対応のため医療機関、介護サービス事業所、町内会、などと連携して認知症の支援体制づくりを行っていきます。また、認知症の方や家族からの相談に応じて、認知症初期集中支援チームと連携して、本人や介護する方にとって適切なサービスにつながるようにサポートしていきます。

連絡先 安平町地域包括支援センター (早来) 29-7072

認知症予防のために

①足腰しゃんしゃん教室

継続的な運動で足腰の筋力を維持し、転倒予防を図ります。早来・追分地区の2ヶ所で開催し、65歳以上で要介護認定を受けていない方や要支援1・2の方を対象に実施しています。

②在宅介護支援センターによる実態調査

介護認定を受けていない65歳以上の年齢の方を対象に、在宅介護支援センター職員が訪問し、心と体の健康や生活機能の状態等を聞き取りします。健康のお悩みや生活の困りごとに対して介護・福祉サービスの情報提供を含めて、元気に暮らすためのアドバイスを行います。

③各地域自治会等のサロン

出会いや交流、生きがいの場を提供し、住み慣れた地域で閉じこもりを防止し、健康でいきいきと過ごすことを目的に地域住民グループ等が主体となって開催しています。

④老人クラブ

会員の教養の向上、健康の増進、社会参加およびレクリエーション並びに地域社会との交流を、年間を通じて計画的に行ってています。

⑤各種健診やがん検診

生活習慣病の予防やがんの早期発見・予防のため、特定健診、後期高齢者健診、各種がん検診等を行っています。

⑥高齢者ふれあい大学

高齢者が持つ豊かな知識を活かし、社会参加による生きがいを高められるよう、学習の機会を提供しています。

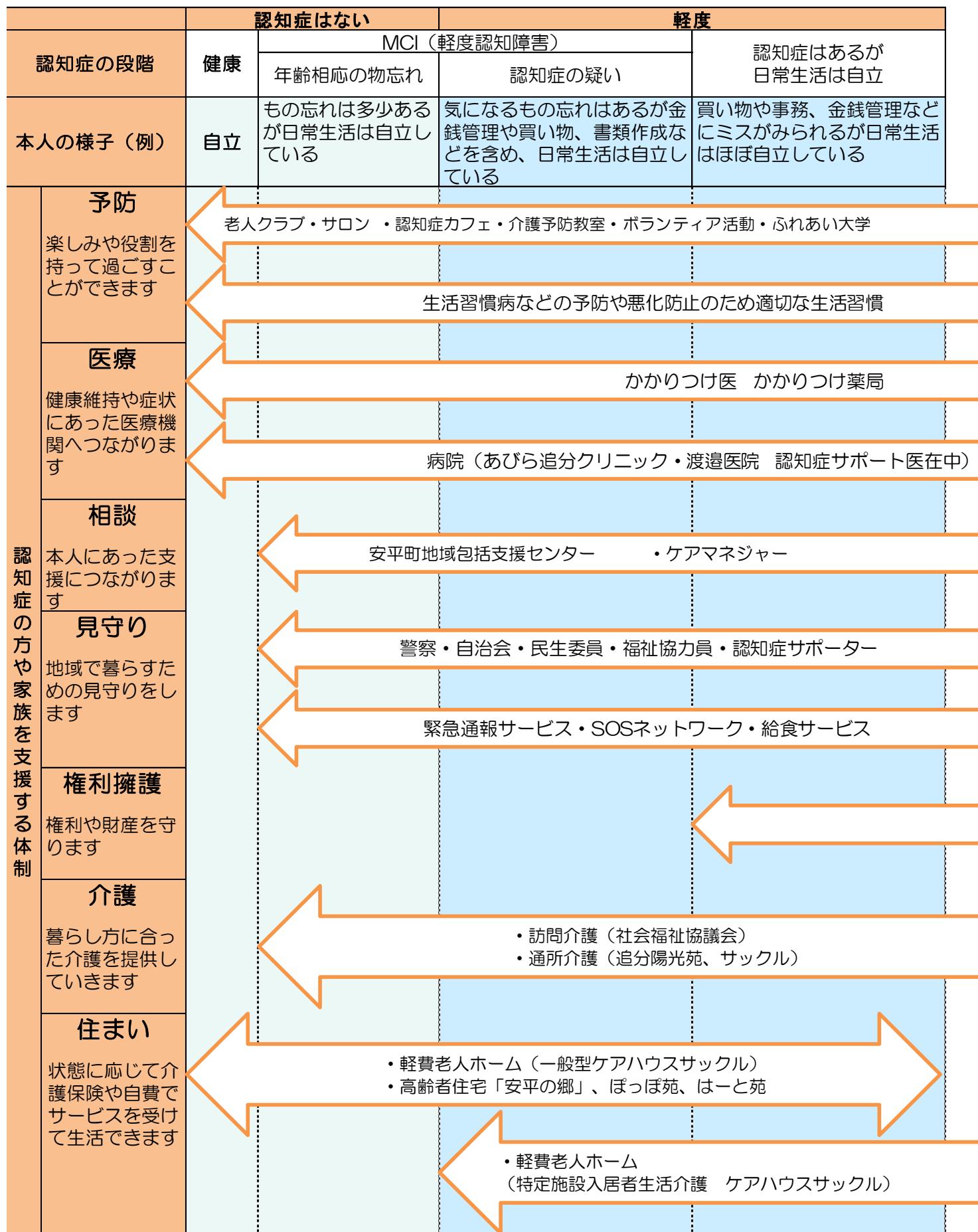
⑦スポーツセンター（せいこドーム）

水中運動やストレッチなどの健康教室を開催しています。

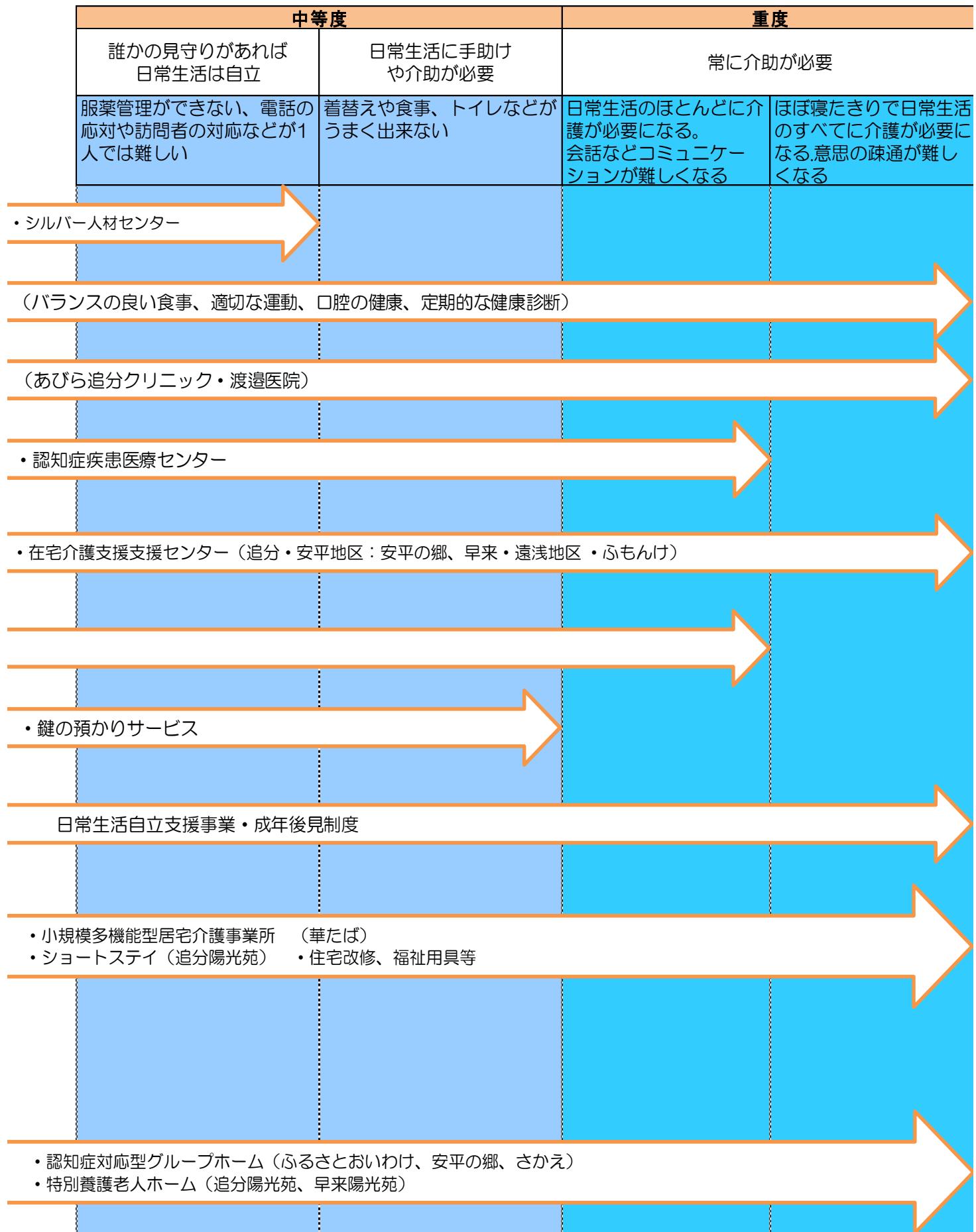
⑧シルバー人材センター

臨時的かつ短期的な就業や軽易な業務を中高年に提供することにより、生きがいづくりと社会参加に努めています。さまざまな技術や経験を生かす活動の場を提供します。

安平町の認知症ケアパス



認知症ケアパスは認知症の状況に応じて、どのような医療や介護サービスなどが利用できるかの目安が示されたものです。認知症の状況は個人により異なります。必ずこの経過をたどるわけではありません。今後、予想される症状や状態の変化の目安として下さい。





安平町